十八　陸上空港にあつては、第三号から第八号まで及び前号に掲げるもののほか、航空機の航行の安全を確保するために必要な措置を講じること。

2　前項第七号から第十号までに規定する陸上空港の滑走路、着陸帯、過走帯、滑走路端安全区域、誘導路、誘導路帯、エプロン及びショルダー並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物の性能の照査に必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3　（略）

（飛行場灯火の設置基準）

第百十七条　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。

一～二　（略）

三　飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　進入角指示灯

(一)　灯器は、次に掲げる設置基準によること。

a　コード番号が一又は二の陸上空港等にあつては、ＰＡＰＩ方式による灯器の設置基準又はＡＰＡＰＩ方式による灯器の設置基準のいずれか

b　コード番号が三又は四の陸上空港等にあつては、ＰＡＰＩ方式による灯器の設置基準

c　（略）

(二)～(四)　（略）

ホ～メ　（略）

2　（略）

（輸送禁止の物件）

第百九十四条　法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　腐食性物質　化学作用により皮膚に不可逆的な危害を与える物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質

九・十　（略）

2～5　（略）

別表第五（第七十九条関係）

1　飛行場名標識

（図　略）

備考

一　（略）

二　色彩は、明瞭に識別することができるものとする。

2　着陸帯標識

一　（略）

（図　略）

（新設）

2　前項第四号から第七号までに規定する陸上空港の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン、これらの強度に影響を及ぼす地下の工作物並びにショルダーの性能の照査に必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3　（略）

（飛行場灯火の設置基準）

第百十七条　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。

一～二　（略）

三　飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　進入角指示灯

(一)　灯器は、次に掲げる設置基準によること。

a　着陸帯の等級がＡからＦまでの陸上空港等にあつては、ＰＡＰＩ方式による灯器の設置基準

b　着陸帯の等級がＧからＪまでの陸上空港等にあつては、ＰＡＰＩ方式による灯器の設置基準又はＡＰＡＰＩ方式による灯器の設置基準のいずれか

c　（略）

(二)～(四)　（略）

ホ～メ　（略）

2　（略）

（輸送禁止の物件）

第百九十四条　法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　腐食性物質　生物体の組織と接触した場合に化学反応により組織に激しい危害を与える物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質

九・十　（略）

2～5　（略）

別表第五（第七十九条関係）

1　飛行場名標識

（図　略）

備考

一　（略）

二　色彩は、明りように識別することができるものとする。

2　着陸帯標識

一　（略）

（図　略）